

## よくある質問&回答

Q1. 「神戸市物品等競争入札参加資格」と「建築設計・工事監理業務に係る設計事務所概要」（以下、「設計事務所概要」）は違うのですか？

A. 異なります。

今回こちらでお寄せいただいた設計事務所の情報は、神戸市建築工事設計監理業務外注委員会が比較的規模の小さな業務や創意工夫が必要とされる業務、技術提案を求める業務等の契約先を選定する際に参考とする資料です。この情報は、建築住宅局技術管理課技術管理係が管理しています。

一方、建築設計および工事監理業務のうち業務の目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示できるものは競争入札により設計事務所の選定を行います。競争入札に参加しようとする事業者は、「神戸市物品等競争入札参加資格」の認定を受けることが必要です。「神戸市物品等競争入札参加資格」の所管課は、行財政局財政部契約監理課です。

Q2. 競争入札にはどうしたら参加できますか？

A. 行財政局財政部契約監理課への「神戸市物品等競争入札参加資格」が必要です。

今回、提出して頂く「設計事務所概要」とは別の資格です。「神戸市物品等競争入札参加資格」の申請については契約監理課のホームページをご覧ください。

(URL : <https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/view.rbz?cd=39053>)

Q3. 競争入札に準じた見積合せやプロポーザルはどうしたら参加できますか？

A. 「設計事務所概要」の提出が必要です。また、指名競争入札に準じた見積合せに参加して頂く事務所は、「設計事務所概要」の実績欄等を参考として、選定を行っています。実績欄には公民問わずできるだけ詳細な情報を記入して下さい。

ただし、「設計事務所概要」を提出しても、必ずしも見積合せに参加できるとは限りませんのでご了承ください。

Q4. 「神戸市物品等競争入札参加資格」に登録は済んでいます。「設計事務所概要」は提出しなければいけませんか？

A. 「設計事務所概要」は提出を強制するものではありません。

ただし、Q1でもあるとおり、指名競争入札に準じた見積合せを行う業務は、「設計事務所概要」の提出を行っていないと、参考にする事務所情報がないため参加できません。

Q5. 「神戸市内のまたは近畿圏内の支社等」には、連絡窓口等も記載できますか？

A. 記載できます。ただし、「神戸支社」の対象は、法人市民税の課税対象となる支社・支店等に限りです。

Q6. 1級建築士事務所登録を行っていない支社・支店等の情報についても記載できますか？

A. 記載できます。